

介護保険特集 介護保険会計の仕組み

介護保険制度が平成12年4月から始まり2年8カ月が経過しようとしています。最近、新聞などで「介護保険料の見直し」や「介護報酬の見直し」といった記事をよく目にするようになりました。なぜ介護保険料や介護報酬が見直されるのかを、これから5回の特集で説明します。

今回は保険者としての播磨町の仕事と介護保険会計の仕組みについて説明します。

保険者の仕事

播磨町は法律で介護保険の運営主体としての保険者と定められています。保険者の主な仕事は、次のようなものです。

- 一 介護保険事業計画を策定し、実施すること
- 二 被保険者（保険給付を受ける方）の資格を管理し、要介護認定を行い、介護サービス費用を支給すること
- 三 65歳以上の方の介護保険料を決定し、徴収すること

介護保険会計は特別会計

保険者の仕事として介護サービス費用を支出したり、皆さんからの保険料を収入したりする会計を介護保険事業会計といえます。

この介護保険事業会計は介護保険だけのことにしかお金を使うことができない特別会計と法律で定められおり、播磨町も

「介護保険事業特別会計」として設置しています。

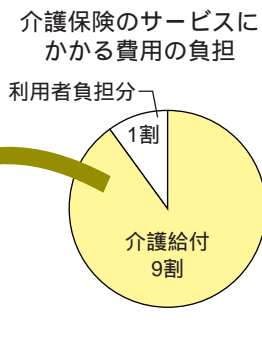
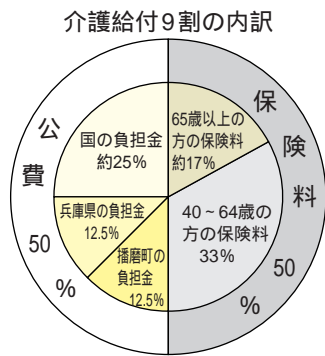
それではこの特別会計の収入と支出にはどのようなものがあるのでしょうか。

介護保険事業特別会計の歳入は介護保険料と公費

介護保険事業特別会計からお金を支払う側を歳出といい、逆にお金が入ってくる側を歳入といいます。歳出で最大の支払項目は、もちろん介護保険のサービスに使った保険給付費です。

歳入で大きな比率を占めるものは介護保険料と国・県・町の公費（税金）です。この保険料と公費が負担する割合は、法律などで歳出側の保険給付費に対して次のように定められています。

介護保険料では40歳から64歳までの方の保険料が33%、65歳以上の方の保険料が17%になるように、公費の中では国の負担



金が約25%、県の負担金が12.5%、町の負担金が12.5%となるように決められています。（40歳以上64歳までの方の保険料割合と65歳以上の方の保険料割合は、平成15年度から32%、18%となる予定です）

言い換えると、介護保険のサービスに使った費用は、その1割が利用者の自己負担で、後の9割の半分が40歳以上の方からの保険料で、残りが公費で賄われているのです。

問い合わせ
健康福祉課介護保険係
☎0794(35)2362

お知らせ

都市計画に関する素案の閲覧

市街化区域及び市街化調整区域の区域区分（線引き）の見直しに関する素案の閲覧を次の通り行います。

閲覧期間 12月4日(水)～24日(火)（土・日曜日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分）

閲覧場所 都市計画課

なお、播磨町では今回の見直しによる区域区分の変更はありません。

問い合わせ 都市計画課
☎0794(35)2366

喜瀬川不法係留船舶等重点的撤去区域指定

平成15年4月1日から喜瀬川が、重点的撤去区域に指定されプレジャーボートの係留が出来なくなります。重点的撤去区域に指定された後は、この区域において不法に係留している船舶、係留施設また放置船舶の取り締まりを強化しますので、係留船舶の退去及び係留施設を撤去されますようお願いいたします。

重点的撤去区域 喜瀬川河口より古宮橋上流約25メートルまで

平成14年分 青色申告決算説明会

日時 12月4日(水)午後2時～3時30分

場所 役場3階BC会議室

問い合わせ 加古川税務署
☎0794(21)2953

兵庫県の最低賃金

平成14年9月30日より兵庫県の最低賃金は、時間額675円となっています。今回の改正から兵庫県最低賃金の日額が廃止されました。なお時間額は従来どおりです。産業別最低賃金については、平成14年12月1日より改正されます。

詳しくは兵庫労働局労働基準部資金課（☎078(367)9154）までお問い合わせください。

国民年金Q&A

Q 私の夫は年金を受ける前に亡くなりました。今まで保険料をコツコツ納めてきたのですが。

A 遺族基礎年金、寡婦年金または死亡一時金を受け取れる場合があります。亡くなるまでの保険料納付済期間や遺族との生計関係などで、受け取れる年金や給付が異なります。

遺族基礎年金
国民年金加入中の方が死亡した場合、その人によって生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に支給されます。

「子のある妻」が受給する場合の加算額
1人目・2人目 各23万1千400円
3人目以降 各7万7千100円

「子」が受給する場合の加算額

1人目 加算なし
2人目 23万1千400円
3人目以降 各7万7千100円

支給期間は子どもが18歳になるまでで、1級・2級の障害のある子どもに限り20歳になるまで支給されます。

寡婦年金
次の条件を満たした場合、妻が60歳から65歳になるまでの間、受けられます。

年金額は、夫が受けるはずだった老齢基礎年金額の4分の3です。

第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）の期間のみで受給資格を満たした夫が、年金を受けずに亡くなった場合、夫との婚姻期間が10年以上継続していて、夫の死亡当時夫に生計を維持されていた場合、

死亡一時金

第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）で保険料を3年以上納めた人が年金を受けずに死亡したとき、遺族（死亡当時生計を共にしていた配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹）に支給されます。ただし、遺族基礎年金や寡婦年金を請求したときは支給されません。

保険料を納めた年数	金額
3年以上15年未満	120,000円
15年以上20年未満	145,000円
20年以上25年未満	170,000円
25年以上30年未満	220,000円
30年以上35年未満	270,000円
35年以上40年未満	320,000円

*半額免除月数は、納付月数の2分の1となります。
*付加保険料を3年以上納めているときは、8千500円が加算されます。

問い合わせ 住民課国民年金係
☎0794(35)2363

12月1日～31日 年末の交通事故防止運動

この運動は年末特有の気ぜわしさや帰省、旅行、買い物などに伴う交通量の変化に加え、夕暮れ時・夜間における交通事故の多発が懸念されるため、みなさん一人ひとりの交通安全思想および交通モラルの高揚を図るとともに、思いやりのある交通行動の実践を習慣づけることにより、交通事故の防止の徹底を図ることを目的とします。

- 重点目標**
- 夕暮れ時の交通事故防止
 - 飲酒運転の追放
 - 高齢者の交通事故防止
 - シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

交通事故の状況

平成14年10月末現在 (昨年比)

	件数	傷者	死者
加古川市	2,183(+84)	2,620(+37)	12(+5)
稲美町	282(+32)	352(+21)	2(±0)
播磨町	204(-7)	255(+5)	2(+2)

安全で安心な年末を
～年末における犯罪・事故の防止～

県警察は、皆さんが安全で安心して年末を過ごせるよう、県下全域で特別警戒を実施し、パトロールなどを強化していますが、皆さんも一人一人が犯罪や事故に遭わないように注意してください。

お宅を留守にされるときには

- ・泥棒などの被害に遭わないように、戸締まりをしっかりとしましょう。
- ・火気を点検して、安全を確かめましょう。

外出中には

- ・貴重品はしっかり身につけておきましょう。
- ・混雑する場所では急がず、警察官や警備員の指示に従いましょう。



播磨町駅北「メディカルフロア」の医療機関が診療開始

山陽電車播磨町駅北に建設されたマンション「セフレ播磨」の2階の一部を「誰もが健康で安心して暮らせるまち」づくりを行うため、「公益施設」として取得し、播磨町内にない、または比較的少ない医療機関を誘致（賃貸）する事業を進めてまいりましたが、「整形外科」、「耳鼻咽喉科」、「眼科」が診療を開始しました。

診療時間は、次の通りです。

	整形外科	耳鼻咽喉科	眼科
午前	9時00分～12時30分	9時00分～12時00分	9時00分～12時00分
午後	3時00分～7時00分	3時30分～6時30分 (土曜日は2時～4時)	4時00分～7時00分
休診	日曜日 祝日 水曜日(午後) 土曜日(午後)	日曜日 祝日 水曜日(全日)	日曜日 祝日 水曜日(午後) 土曜日(午後)

今後の予定
皮膚科 平成15年4月開院

問い合わせ 健康福祉課
☎0794(35)2362